9年以上	10年未満	273,500
10年以上	11年未満	285,000
11年以上	12年未満	295,600
12年以上	13年未満	307,900
13年以上	14年未満	319,400
14年以上	15年未満	328,200
15年以上	16年未満	336,500
16年以上	17年未満	345,400
17年以上	18年未満	353,400
18年以上	19年未満	361,500
19年以上	20年未満	368,900
20年以上	21年未満	375,300
21年以上	22年未満	380,800
22年以上	23年未満	385,900
23年以上	24年未満	391,400
24年以上	25年未満	395,700
25年以上	26年未満	399,900
26年以上	27年未満	404,200
27年以上	28年未満	407,800
28年以上	29年未満	414,300
29年以上	30年未満	420,600
30年以上	31年未満	425,800
31年以上	32年未満	431,000
32年以上	33年未満	435,800
33年以上	34年未満	440,000
34年以上	35年未満	444,300
35年以上	36年未満	448,500
36年以上		451,300

別表第十二（第五条第一項第五号関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		193,300
1年以上	2年未満	199,500
2年以上	3年未満	205,400
3年以上	4年未満	213,400
4年以上	5年未満	220,200
5年以上	6年未満	227,800
6年以上	7年未満	235,800
7年以上	8年未満	237,500
8年以上	9年未満	243,800
9年以上	10年未満	250,000
10年以上	11年未満	256,800
11年以上	12年未満	263,100
12年以上	13年未満	270,000
13年以上	14年未満	276,100
14年以上	15年未満	282,300
15年以上	16年未満	287,900
16年以上	17年未満	293,800
17年以上	18年未満	299,300
18年以上	19年未満	304,800
19年以上	20年未満	307,900
20年以上	21年未満	310,800
21年以上	22年未満	317,900
22年以上	23年未満	321,700
23年以上	24年未満	324,400
24年以上	25年未満	326,100
25年以上	26年未満	327,500
26年以上	27年未満	329,500
27年以上	28年未満	332,400
28年以上	29年未満	336,100
29年以上	30年未満	339,100
30年以上	31年未満	341,900
31年以上	32年未満	344,700
32年以上	33年未満	346,700
33年以上	34年未満	348,300
34年以上	35年未満	350,000
35年以上	36年未満	351,700
36年以上	37年未満	353,300
37年以上		355,500

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○防衛省令第五号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　防衛大臣　北澤　俊美

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一陸上自衛隊の項中「六〇」を「六六」に改め、同表海上自衛隊の項を削り、同表航空自衛隊の項中「一一」を「三」に改める。

別表第二イの表を次のように改める。